



ご意見をお寄せください

区民生活に広く影響のある区の主要な条例や計画等を制定・策定する際に、素案等の段階で区民の皆さんからの
ご意見等を募集し、制定・策定にいかすとともに、集約したご意見等と区の考え方を公表しています。

1 感染症危機発生時の対策の内容 ～世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)～

計画の背景

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条に基づき、平成26年4月に「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しましたが、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、次なる感染症危機の際により万全な対応を行うことを目指し、対策の充実等を図るため、同計画の改定素案を取りまとめました。

計画の目的

新型インフルエンザ等対策を区としての危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていきます。

- ①感染拡大の抑制、区民の生命および健康の保護 ②区民生活および区民経済に及ぼす影響の最小化

計画の構成・内容

①構成

「基本的な考え方」「各対策項目の考え方および取組み」「区政機能を維持するための区の危機管理体制」の3部構成です。

②発生段階の整理

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、「各対策項目の考え方および取組み」について、あらかじめ発生の段階を3期(準備期・初動期・対応期)に分け、特に準備期の取組みを充実させ、平時からの準備体制を進めていきます。

③対応項目の充実

新型コロナへの対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目を8項目から13項目(①実施体制②情報収集・分析③サーベイランス④情報提供・共有、リスクコミュニケーション⑤水際対策⑥まん延防止⑦ワクチン⑧医療⑨治療薬・治療法⑩検査⑪保健⑫物資⑬区民生活および区民経済の安定の確保)に拡充しています。

次なる感染症危機に対して求められることは…?

平時から備えておくべきことは…?



問世田谷保健所健康企画課 〒154-0017 世田谷4-24-1 ☎5432-2472 FAX 5432-3019 区HPQ 27505

2 区の住宅政策 ～世田谷区第四次住宅整備後期方針(素案)～

計画の背景

区では、住宅・住環境政策の基本方針として「世田谷区住宅整備方針」を策定し、地域の様々な住まい・住環境・暮らしに対して、総合的・計画的な取組みを推進してきました。

これまでの取組みにさらに磨きをかけるとともに、物価や住宅価格の高騰など、区民の住生活を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、3年度に策定した「住宅整備方針(第四次)」を見直し、8年度から12年度までの新たな方針として「住宅整備方針(第四次後期)」を策定します。

計画に基づく主な取組み

①多様な居住ニーズを支える暮らしづくり

住宅確保要配慮者をはじめとする誰もが、自ら住まいを選択でき、自らに必要な支援やサービスを利用することで、社会から孤立することなく、自分らしく生活し続けられる暮らしを目指します。

②次世代に引き継ぐ質の高い住まいづくり

質の高い住宅が、適切に供給、管理、修繕され、世代を超えて活用される社会に転換するために、多様な世帯のニーズを受け止める良質な住宅ストックが形成されることを目指します。

③安全・安心で愛着を育むまちづくり

災害・防犯対策を推進するとともに、地域でのコミュニティの醸成を図ることで、災害や犯罪に強い住まいの形成を目指します。

質の高い住まいや住環境等を次世代に継承していくためには…?



住まい・住環境を適切に選択し、安心・快適な暮らしを実現するためには…?

問住宅課 ☎5432-2498 FAX 5432-3040 区HPQ 26561